

平成24年3月27日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成24年3月8日付け厚生労働省発食安0308第1号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく別添の24品目の農薬及び動物用医薬品に係る食品規格（食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

- 1 2,6-ジフルオロ安息香酸
- 2 N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド
- 3 XMC
- 4 アザフェニジン
- 5 アリドクロール
- 6 イサゾホス
- 7 エチオフェンカルブ
- 8 エトリムホス
- 9 クロプロップ
- 10 クロルフェンソン
- 11 ジクロン
- 12 シノスルフロン
- 13 ジメピペレート
- 14 テレフタル酸銅
- 15 トリクラミド
- 16 ナプロアニリド
- 17 ハルフェンプロックス
- 18 ピペロホス
- 19 ピリフェノックス
- 20 プロパホス
- 21 ブロモクロロメタン
- 22 ヘキサフルムロン
- 23 ナリジクス酸
- 24 パルベンダゾール

## 農薬等 24 品目 (2,6-ジフルオロ安息香酸 等)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

### 1. 経緯

我が国では、2006 年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目にコーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た 5 か国及び地域（米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド）の基準値などを参考として暫定的に残留基準（以下「暫定基準」という。）を定めた。暫定基準については、基準値を参照した 5 か国及び地域等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 6 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、24 品目において国内の食用の登録・承認・指定がない又は失効したもの、暫定基準を設定する際に参照とした国において基準値がなくなっているもの等、現状に則していないことが確認できた。

### 2. 概要

	品目名	英名	主な用途
1	2,6-ジフルオロ安息香酸	2,6-Difluorobenzoic acid	農薬・殺ダニ剤
2	<i>N</i> -(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド	<i>N</i> -(2-ethylhexyl)-8,9,10-trinorborn-5-ene-2,3-dicarboximide	農薬・殺虫剤用の共力剤
3	XMC	XMC	農薬・殺虫剤
4	アザフェニジン	Azafenidin	農薬・除草剤
5	アリドクロール	Allidochlor	農薬・除草剤
6	イサゾホス	Isazofos	農薬・殺虫剤・殺線虫剤
7	エチオフエンカルブ	Ethiofencarb	農薬・殺虫剤
8	エトリムホス	Etrimfos	農薬・殺虫剤

	品目名	英名	主な用途
9	クロプロップ	Cloprop	農薬・除草剤・ 植物成長調整剤
10	クロルフェンソン	CPCBS (Chlorefenson)	農薬・殺ダニ剤
11	ジクロン	Dichlone	農薬・殺菌剤
12	シノスルフロン	Cinosulfuron	農薬・除草剤
13	ジメピペレート	Dimepiperate	農薬・除草剤
14	テレフタル酸銅	Copper telephthalate	農薬・殺菌剤
15	トリクラミド	Trichlamide	農薬・殺菌剤
16	ナプロアニリド	Naproanilide	農薬・除草剤
17	ハルフェンプロックス	Halfenprox	農薬・殺虫剤・ 殺ダニ剤
18	ピペロホス	Piperophos	農薬・除草剤
19	ピリフェノックス	Pyrifenox	農薬・殺菌剤
20	プロパホス	Propaphos	農薬・殺虫剤
21	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane	農薬・燻蒸殺虫剤
22	ヘキサフルムロン	Hexaflumuron	農薬・殺虫剤
23	ナリジクス酸	Nalidixic acid	動物用医薬品・ 合成抗菌剤
24	パルベンダゾール	Parbendazole	動物用医薬品・ 寄生虫駆除剤

### 3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた24品目に係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の24品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該24品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

### 4. 諸外国における状況

JMPR等における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

今回の基準値の見直しについては平成23年1月14日に開催した第147回輸入食品円滑化推進会議において、52ヶ国地域（EUを含む）の大使館に意見を求め、概ね理解を得られたところであったが、OECD加盟国（34ヶ国）、台湾、エクアドル等を加えた計63

ヶ国地域<sup>※</sup>で調査を行ったが、いずれの国及び地域においても使用実態がなく、基準値が設定されていない。

※ 世界中の使用状況を把握するのは困難である。平成 21 年度及び 22 年度の我が国における総届出重量に占める 63 ヶ国地域からの届出重量の割合が、およそ 98%にのぼることから、63 ヶ国地域の確認を取れば、我が国に輸入される食品中の残留農薬等についてほぼ把握出来ると判断した。

## 5. 基準値案

別紙 1 - 1 から別紙 1 - 2 4 のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

調査の結果、これらの 24 品目については、国内の登録・承認がない又は失効していること、国外においても基準値の設定がなされていない、JMPR や JECFA における毒性評価はされておらずコーデックス基準もないこと等が確認できた。そのため、現在は、国内外において食用の製造・販売・流通・使用がなされていないと判断できることから、暫定基準を維持し続けることは不要であると考えられる。

なお、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質は、「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の物質については一律基準の 0.01ppm が適用されることになる。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マッシュルーム		1			⋮	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.3 0.3 0.3				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.3 0.3 0.3				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.3 0.3 0.3				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.3 0.3 0.3				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.3 0.3 0.3				
乳		0.3				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.2				
小麦		0.2				
大麦		0.2				
ライ麦		0.2				
とうもろこし		0.2				
そば		0.2				
その他の穀類		0.2				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.2				
ネクタリン		0.2				
あんず(アプレコットを含む。)		0.2				
すもも(ブルーベリーを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハックルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		0.2				
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
茶		10				
その他のスパイス		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
その他のスパイス		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
にんじん		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		1.0				
大麦		1.0				
ライ麦		1.0				
とうもろこし		1.0				
その他の穀類		0.05				
大豆		1.0				
えんどう		2.0				
その他の豆類		2.0				
ばれいしょ		0.50				
こんにゃくいも		1.0				
てんさい		0.10				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.50				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		5.0				
はくさい		5.0				
キャベツ		2.0				
芽キャベツ		2.0				
チンゲンサイ		2.0				
カリフラワー		1.0				
その他のあぶらな科野菜		2.0				
アーティチョーク		5.0				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		10				
トマト		5.0				
ピーマン		5.0				
なす		5.0				
きゅうり(ガーキンを含む。)		5.0				
すいか		5.0				
メロン類果実		5.0				
その他のうり科野菜		5.0				
ほうれんそう		0.50				
たけのこ		7.0				
未成熟えんどう		2.0				
未成熟いんげん		2.0				
その他の野菜		7.0				
みかん		5.0				
なつみかんの果実全体		5.0				
レモン		5.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		5.0				
グレープフルーツ		5.0				
ライム		5.0				
その他のかんきつ類果実		5.0				
りんご		5.0				
日本なし		5.0				
西洋なし		5.0				
もも		5.0				
あんず(アプリコットを含む。)		5.0				
すもも(ブルーンを含む。)		5.0				
うめ		5.0				
おうとう(チェリーを含む。)		10				
その他のベリー類果実		2.0				
その他の果実		7.0				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
ポップ		0.5				
その他のスパイス		7				
その他のハーブ		7				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
ばれいしょ		0.1				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.2				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2				
しろうり		0.2				
ずいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわり		0.2				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		0.2				
たけのこ		0.2				
オクラ		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.05				
ネクタリン		0.2				
あんず(アプレコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハuckleベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		10				
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。



食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.01				
その他のさく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05 0.05 0.05				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05 0.05 0.05				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05 0.05 0.05				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05 0.05 0.05				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05 0.05 0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉		0.05 0.05				
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪		0.05 0.05				
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓		0.05 0.05				
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓		0.05 0.05				
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分		0.05 0.05				
鶏の卵 その他の家さんの卵		0.05 0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご		3				
もも		3				
ネクタリン		3				
すもも(プルーンを含む。)		3				
おうとう(チェリーを含む。)		3				
いちご		20				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。